

住民課からお知らせ

◇土砂災害特別警戒区域に対する固定資産税（土地）の減価補正について

土砂災害特別警戒区域の土地については、土砂災害防止法の規定により、開発行為の制限、建築物の構造規制、建築物の移転などの勧告が発生することから、その影響を考慮し、固定資産税において、令和3年度の評価替えから土地評価額（宅地および雑種地）の減額補正を行います。

補正率は、指定されている個々の筆ごとに2つの区分で補正を行います。

○一部が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合・25%減額

○全部が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合・40%減額

また、課税されている土地（宅地および雑種地）が

土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、5月に発送する固定資産税納税通知書の課税明細書に減額補正を行っていることを記載します。

※問い合わせは、住民課

☎83・2190

◇令和3年度固定資産税の課税明細書は5月に納税通知書と一緒に届けます

町では、納税者が課税内容をはかりやすく見ていただけるように、毎年5月に固定資産税課税明細書を納税通知書と一体化してお届けしています。

納税通知書がお手元に届く前に固定資産税の課税内容を確認したい場合には、4月1日（木）から役場住民課で固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧ができますのでご利用ください。

納税者みなさんのご理解

とご協力をお願いします。
※問い合わせは、住民課

☎83・2190

◇国民健康保険被保険者のみなさんへ医療費等通知書を送付します

国民健康保険被保険者のみなさんに、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認していただくために、「医療費等通知書」を2月中にお送りしました。

今回のお知らせは、主に令和2年7月から10月の間に医療機関で受診されたものになります。

※問い合わせは、住民課

☎83・2182

【年金のお知らせ】

◇国民年金保険料学生納付特例制度のご案内と申請について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上）に在学する学生などで、ご本人の所得が下記の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】

118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなります。令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、次年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送られてきます。

同一の学校に在学されている方で、引き続き制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成しますので、青梅年金事務所へお問い合わせください。

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30・3410
住民課
☎83・2182

【東京じとセンター多摩】

雇用・就業を支援するための様々な事業を実施しています。詳細はホームページ（<https://www.tokyoshijitocenter.jp/tama/>）をご覧ください。（QRコード参照）



※問い合わせは、観光産業課
☎83・2295